

厚生労働省発健生 0319 第 8 号
令和 6 年 3 月 19 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、令和元年 10 月 23 日付け厚生労働省発生食 1023 第 5 号をもって貴委員会に意見を求めたところですが、申請者から安全性審査の申請を取り下げる旨の申し出があったことから、これを取り下げます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

CA02-1191 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム

